

輪島市監査公表第 12 号

輪島市長より、平成23年1月24日付け発輪監査第265号の監査結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成24年 3月30日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発 放 第 38 号
平成 24 年 3 月 14 日

輪島市監査委員 湊 良 作 様
輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり
通知いたします。

平成22年度 監査等結果に基づく措置状況

【総務部】

執行部署 放送課		執行日 平成22年12月24日(金)	
結果通知日 平成23年1月24日(月)			
指摘事項(口頭による指摘を含む)	措置の内容	措置状況	措置通知日
<p>①ケーブルテレビ工事負担金及び使用料の滞納について 滞納については、全庁的な協力体制により解消に努めていくとの説明を受けたが、最初の説明が肝心であり、滞納にならないようにすることが大切である。納入マニュアルを作成し滞納者宅への訪問を行なっていただきたい。</p>	<p>今後導入される滞納整理支援システムの活用により全庁的に滞納の削減に努めてまいります。 また、加入時においては使用料等料金の説明を十分に行い滞納が起きないように努めます。 なお、滞納者には督促状及び催告書を発送し納付を促しており、応じない場合は、電話による催促及び自宅訪問を行い催促を行ないます。</p>	措置済	